

これまでの主な意見（案）

項目	意見
1. 児童相談所の業務の在り方について	○ 支援ができなくなることを危惧するために介入を躊躇したということもなくすために機能分化が必要ではないか。 ○ 支援をしている人と子どもを分離していく人を分けた方が保護者との関係を作りやすいのではないか。 ○ 介入的な対応ができていないのは、虐待の重症度を的確に把握するアセスメントができていないからではないか。 （児童相談所の機能・専門性の強化） ○ 児童相談所の初期アセスメントの強化や介入に対応できる体制の強化を行うべきではないか。 ○ 各都道府県等において、ビジョンをしっかりと持ち、課題を受け止めて取り組んでいく中で児童相談所の在り方を考えていくべきではないか。 ○ 全国どこでも子どもの権利が守られるよう、児童相談所の標準化を図っていくべきではないか。質の向上を図るための取組（第三者評価など）を導入すべきではないか。 （介入機関と支援機関の分離） ○ 介入と支援は並行して進める必要があることから、介入と支援に対応する機関を分けるのではなく、児童相談所という同一の機関の中での機能分担を考えていくべきではないか。 （児童相談所内での機能分化） ○ 小規模な児童相談所は難しいかもしれないが、中央児童相談所だけでも機能分化し、児童相談所内で介入セクションと支援セクションを設けることを基本とすべきではないか。 ○ 児童相談所によって、人口規模や虐待相談対応件数などが異なる中、全国一律の在り方を求めるのは難しく、本来の法が求める機能を果たせるよう、方向性、考え方を整理することが適切ではないか。

	(市町村と児童相談所の役割分担) ○ 支援的な機能の中心は市町村であることを踏まえ、児童相談所と市町村が連携し、一緒に実践を積み重ねていくことが重要ではないか。 (市町村の体制強化) ○ 地域の多様性を考慮し、拠点と子育て世代包括支援センターの一体的な運用の促進など、市町村が効果的に支援できるような取組が必要ではないか。
2. 要保護児童の通告の在り方について	○ 児童相談所か市町村かどちらに連絡するのかを通告者に委ねるべきではないのではないか。 ○ 通告内容と通告先のミスマッチを解消する必要があるのではないか。 ○ 児童相談所に対する警察からの通告が約半数を占めているなど、児童相談所に通告が集中している現状が問題ではないか。 (通告窓口の一元化・通告対応の在り方) ○ 専門的にスクリーニングを行う通告窓口を各都道府県に一ヶ所作り、一元的に通告を受け付けるべきではないか。 ○ 市町村が通告窓口になってから、関係機関との情報共有がかなり進んできており、通告窓口の一元化は反対。 ○ 保健センターや保育所、学校等に身近な通告先である市町村を通告先として残すべきではないか。 ○ 児童相談所と市町村との間で危険度のリスク管理の共通認識を持って、情報を共有しながら、必要に応じて送致をするなど、双方向のマネジメントを機能させ対応することが重要ではないか。 ○ 児童相談所への警察からの通告こそトリアージをしていかないといけないのではないか。 ○ 「189」は通告も相談も受けることとなっているが、通告の窓口と相談の窓口は分けるべきではないか。
3. 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質向上を図るための方策	○ 初期アセスメント、介入的な対応や適切な支援の見立てができるようになるためにも、児童相談所の職員の資質の向上を図るべきではないか。 ○ 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）で策定することとされた「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）

	により児童福祉司を増員していく中、児童福祉司の指導及び教育を行うスーパーバイザー（以下「SV」という。）の役割が重要ではないか。 ○ 地域としての対応力を高めるためにも、市町村の職員の資質の向上が必要ではないか。 児童相談所 （児童相談所の職員） ○ 都道府県毎に採用計画・人事計画に関するビジョンを持って、人材育成していくことが重要ではないか。 ○ 土台の学びについては、社会福祉士や精神保健福祉士といった既にある国家資格を活用すべきではないか。 ○ 資質があるか否かは働いて初めて分かるため、児童福祉司の任用資格については、できるだけ間口を広くした方がよいのではないか。 ○ 都道府県間の人事交流も有用ではないか。 ○ 児童心理司等の配置基準について、法令で定めるべきではないか。 ○ 地域の児童福祉関係機関の法的対応力向上のためにも、弁護士配置が必要ではないか。 （SV） ○ 客観的な資質の向上に資するよう、SVの資格化を行い、資格を取得した人でなければSVになれないこととすべきではないか。あわせて、給料を上げるなどのインセンティブをつけることが必要ではないか。 ○ 新たな資格を作っても定着するには時間がかかる上、子ども分野だけの資格を作っても取得する人はいないのではないか。 ○ 都道府県等の中の異動による任用が前提とされていることを踏まえて、行政組織内でのステップアップなどの資質の向上の方策を考えるべきではないか。 ○ SVの資質の向上のため、もう少し高いハードルを課す要件を検討すべきではないか。 ○ SVの資質の向上のため、SV研修の修了確認として、レポートの提出を求めることなどが考えられるのではないか。 ○ SVの質を上げるには、恒常的にケースカンファレンスをOJTとして行うことが必要ではないか。
--	--

	○ 市町村を担当する SV やベテラン SV の配置などそれぞれの地域で専門的なスーパーバイズを受けられる体制を整備する必要があるのではないか。 市町村 (市町村の職員) ○ 市町村の職員の資質の向上には、要保護児童対策地域協議会の調整担当者の資質の向上から着手すると即効性が高いのではないか。採用が進んでいる保健師や社会福祉士の活用が資質の向上につながるのではないか。 ○ 拠点を中心に機能させることが重要であり、市町村における質と量の確保を拠点を広げることを通じて行っていくことが必要ではないか。 ○ 児童相談所による市町村支援により、児童相談所と市町村が共に対応力をあげる取組をすることが必要ではないか。 ○ SV は市町村にも必要であり、資格化した SV の資格を取得した人を市町村の SV として配置すべきではないか。 ○ 全ての市町村で SV を養成・配置するのは難しいのではないか。
4. その他	○ 協同面接の的確な実施に向けた強化（検察、警察との必要な情報共有や連携、新たな機関の設置等）。 ○ アドボケート制度等の子どもの意見を適切に反映させるための仕組みの検討。 ○ 一時保護における第三者評価、体制強化。 ○ 市町村における自立支援の取組の推進。